

小原田中学校 学校いじめ防止基本方針

郡山市立小原田中学校

1 いじめ防止等の基本的な考え方

- (1) いじめは、どの子にも、どの集団にも、どの場所でも起こり得るものであるとともに、気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- (2) いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であるとともに、その態様により、暴行、恐喝、強要等の犯罪行為にもなり得るものである。
- (3) いじめは全ての子どもに関係する問題であり、いじめが許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることが重要である。
- (4) いじめの問題の克服は、学校だけで完結するものではなく、家庭・地域・関係機関等が一体となって取り組むことにより、初めて可能となるものである。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

3 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的・方針（いじめ防止対策推進法第13条）

(1) 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、全教職員が一致協力して、教育委員会や保護者、地域、関係機関等と適切に連携し、学校の実態に応じた対策を推進する。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」策定の方針

- ① いじめ防止対策推進法及び郡山市いじめ防止基本方針を踏まえ、本校の実態に即した具体的ないじめの防止等への取組を策定する。
- ② 学校教育活動全体を通して、いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるようにする。
- ③ 「いじめの防止」（未然防止のための取組）に始まり、「早期発見」（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て）、「いじめに対する措置」（発見したいじめに対する対処）までの一連の内容とする。
- ④ 未然防止から対処に至る一連の取組と「年間計画」、取組を実施する「組織」等、具体的な行動場面を想定した計画となるようにする。

- ⑤ 学校いじめ防止基本方針のP D C Aサイクルを通して、すべての教職員の意識の高揚及び資質の向上を図るとともに、組織的・計画的にいじめに取り組む学校体制を構築していく契機とする。
- ⑥ 学校いじめ防止基本方針を学校のウェブサイトや懇談会などで公開したり説明したりして、学校がいじめ防止等の取り組みへの理解と協力を保護者や地域住民等から得られるようにするとともに、家庭・地域・関係機関との連携を図る。

4 いじめの防止等に向けた方針（いじめ防止対策推進法第8条）

- (1) 学校は、学校の全教育活動を通して、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができる学校づくりを目指す。
- (2) 学校は、生徒のよりよい人間関係を構築できるよう、必要な取組を行うとともに、生徒自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、指導、支援する。
- (3) 学校は、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防止し、いじめを把握した場合には、早期に解決できるよう、保護者、地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) 学校は、いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けた生徒を守り抜くことを表明し、いじめへの対応等に、校長のリーダーシップのもと迅速かつ組織的に取り組む。
- (5) 学校は、相談体制を整備するとともに、生徒に対して定期的なアンケート調査や個別面談等を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人一人の状況の把握に努める。
- (6) 学校は、生徒会や学級などの生徒による主体的ないじめ問題への取組の充実を図り、いじめ防止に関する啓発活動を行う。
- (7) 学校は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家等を活用し、教職員のカウンセリング能力やいじめの問題への対応能力等の向上を図るための校内研修を推進する。
- (8) 学校は、ネットいじめ防止対策として、関係機関等との連携を図った教職員の研修及び生徒、保護者への啓発活動を行う。

5 いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法第22条）

- (1) 組織の名称 いじめ対策委員会
- (2) 組織の構成
 - ① 生徒指導委員会委員を構成委員とする。
 - ② 必要に応じ関係教職員等を加える。
- (3) 組織の主な役割
 - ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
 - ② いじめの相談・通報の窓口としての役割。
 - ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る役割。

- ④ いじめの疑いに係る情報があった場合、緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定・保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。
- ⑤ いじめがあった場合のいじめ根絶チームの母体としての役割。
- ⑥ 重大事態の調査のための組織の母体としての役割。

(3) 組織の運営

- ① 校長及び教頭の指導・助言の下、生徒指導主事が招集し、運営する。
- ② 週1回生徒指導委員会と合わせて定例会を持つとともに、必要に応じ臨時の委員会を開催する。
- ③ 必要に応じ外部専門家の助言を得る。

6 いじめの防止等に向けた基本施策（いじめ防止対策推進法第15・16・18・19条）

(1) いじめの防止についての施策

- ① わかる授業の実現による確かな学力の育成と、生徒指導の機能を生かした個に応じたきめ細かな指導の充実により、「生きる力」の育成を図る。
- ② 生徒一人一人の居場所のある学級経営の推進を図る。
- ③ 生命の尊重や思いやりの心を育む道德教育の充実を図る。
- ④ 豊かな人間性や社会性を育成する体験活動の充実を図る。
- ⑤ いじめに関する校内研修を充実させたり、校外研修に積極的に参加するようしたりして、教職員の専門的な知識や対応能力の向上を図る。
- ⑥ 「ネットいじめ」への対応など、情報モラル教育の充実を図る。
- ⑦ 5月の「いじめ防止啓発月間」で、学校・家庭・地域等の連携による啓発活動に特に力を入れて取り組む。
 - ア 全校集会や生徒会活動（委員会活動）等による防止啓発活動
 - イ ウェブサイトや学校だより、PTA会報等を活用した家庭、地域等への情報発信

(2) いじめの早期発見についての施策

- ① 郡山市版「いじめ対応マニュアル」の活用を通して、いじめの早期発見を図る。
- ② 学校独自の「困りごと調査」や郡山市版「いじめ・人間関係トラブルの実態調査」などを定期的実施し、実態の的確な把握に努める。
- ③ スクールカウンセラーによる相談活動の充実を図るとともに、総合教育支援センター、子ども家庭相談センターなどの電話相談の相談窓口等について、生徒、保護者、教職員等に対し周知徹底を図る。
- ④ 生徒・保護者・学級担任による三者面談や家庭訪問を計画的に実施したり、学級担任や養護教諭等による教育相談を随時行ったりして、教育相談体制の充実を図る。

(3) いじめへの対処についての施策

- ① いじめ対策委員会を中心に、情報を共有するとともに、組織的・計画的に対処する。
- ② 郡山市版「いじめ対応マニュアル」を活用して、いじめ問題への適切な対応を図る。
- ③ いじめ問題の解決のために、家庭、地域、関係機関との適切な連携協力を図る。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案については、教育的な配慮や被害者の意向に配慮したうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとる。
- ⑤ いじめを行っている生徒の改善が困難な場合には、郡山市教育委員会に相談しながら、保護者等からの意見聴取を十分に行った上で、いじめの状況に応じて、心理的な孤立感、疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、次のような段階的な措置を講じる。
 - ア 一定期間、校内において他の生徒と異なる場所で特別な指導計画を立てて指導する。
 - イ 一定期間、総合教育支援センターにおいて通級指導を行う。
 - ウ 一定期間、出席停止の措置を講じる。(出席停止の運用については、市管理規則に基づく)
 - ※ 当該生徒に対する懲戒という観点からではなく、他の生徒の安全や教育を受ける権利を保障するとともに、当該生徒に対する学習の支援など教育上の措置を講じるなど、当該措置の目的や運用に当たっての配慮事項を踏まえ、「一定期間」とは、可能な限り短い期間とする。

(4) その他

- ① インターネットを通じて行われるいじめに対する施策を推進する。
- ② 学校評価や目標管理制度を活用した教員評価等において、教職員のいじめ問題に対する取組状況や設定目標の達成状況の評価を実施し、改善が図られるようにする。
- ③ 評価の際には、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するようにする。

7 学校におけるいじめに対する措置（推進法第23条）

(1) いじめの防止について

いじめ問題においては、いじめが起こらない学級・学校づくり等、未然防止への取組が最も重要である。生徒の好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、予防的・開発的な取組を充実させるとともに、いじめを防止する重要性等についての啓発活動を行う必要がある。

- ① 教職員全員の共通理解による取組
 - ア いじめの態様、原因・背景、具体的な対策等について、職員会議、校内研修等で周知し、教職員全員の共通理解を図るとともに、生徒に対しても、集会活動や学級活動等で、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」

という雰囲気为学校全体で醸成する。

イ 自ら課題を見つけ、自ら考え、判断し、表現する授業〔自己決定の場の設定〕、生徒一人一人を大切に、学ぶ楽しさや成就感を味わわせる授業〔自己存在感の体得〕、互いを認め合い、学び合う授業〔共感的人間関係の育成〕等、生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」を実践する。

ウ 「いじめを受けた側にも問題がある」などの教職員の不適切な認識や言動が、いじめを深刻化する事態につながる可能性があることから、教職員は常日頃から言動に細心の注意を払う。

② 道徳、体験活動等を通じた取組

ア 全教育活動を通じて道徳教育や人権教育を充実させ、生徒一人一人に思いやりや自他の生命を尊重する心情や態度を育成する。

イ 体験活動等の充実を図ることにより、児童生徒一人一人に自己存在感や自己有用感を味わわせるとともに、いじめ問題を自分のこととして考え、自ら行動できる集団づくりに努める。

③ 児童生徒の自主的な取組及び啓発活動

ア 標語募集、ポスター・新聞の作成、いじめ追放キャンペーン、全校集会でのいじめ撲滅アピール等、生徒会や学級などにおいて生徒による主体的ないじめ問題への取組を充実させる。

イ ウェブサイトや学校・学年だよりによる啓発・広報活動等を行う。

④ 保護者、関係機関との連携による取組

ア 授業参観において、いじめ防止に関連した道徳や特別活動等の授業を公開する。

イ P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供したり、意見交換する場を設けたりして、いじめの防止、早期発見等に努める。

⑤ その他、いじめの防止に向けた取組を計画的・継続的に実施する。

(2) いじめの早期発見について

① 日常の観察

ア 教職員は感性を生かし、生徒の小さな変化や危険信号を見逃さない。特に、通常とは異なる言動や姿を見たときには、見逃すことなくその時点で事情を聴く。また、生徒から事情を聴くときは、生徒の言い分だけで判断することなく、正確な情報収集に努める。

イ 生徒の欠席状況の確認、生活ノートの記入状況等により生徒の実態把握に努める。

ウ 生徒と教員の信頼関係の構築に努め、生徒からいじめの早期発見につながる情報が得られるようにする。

② 情報交換

ア 学級担任をはじめ、教科担任や部活動顧問等は生徒の変化を一人で抱え込まず、教職員相互で積極的に情報交換する。

イ 教職員個人で判断せず、進んで報告・相談し、いじめ対策委員会等で情報共有し、いじめかどうか適切に判断する。

③ アンケート調査、教育相談等

- ア 生徒への定期・不定期なアンケート調査により実態把握に努める。また、保護者に対しては、家庭訪問、教育相談、アンケート調査等を通して、情報収集に努める。
- イ 日頃から生徒や保護者が相談しやすい雰囲気醸成するとともに、計画的な個人面談や、養護教諭、スクールカウンセラー等との連携による教育相談の充実を図る。

④ 保護者や地域、関係機関等との連携

- ア 授業参観やPTAの行事、電話・家庭訪問等により保護者と連携し、生徒の変化を見逃さず、情報を共有する。
- イ 補導活動や地域の行事等の機会を捉えて、地域や関係機関との情報交換に努める。

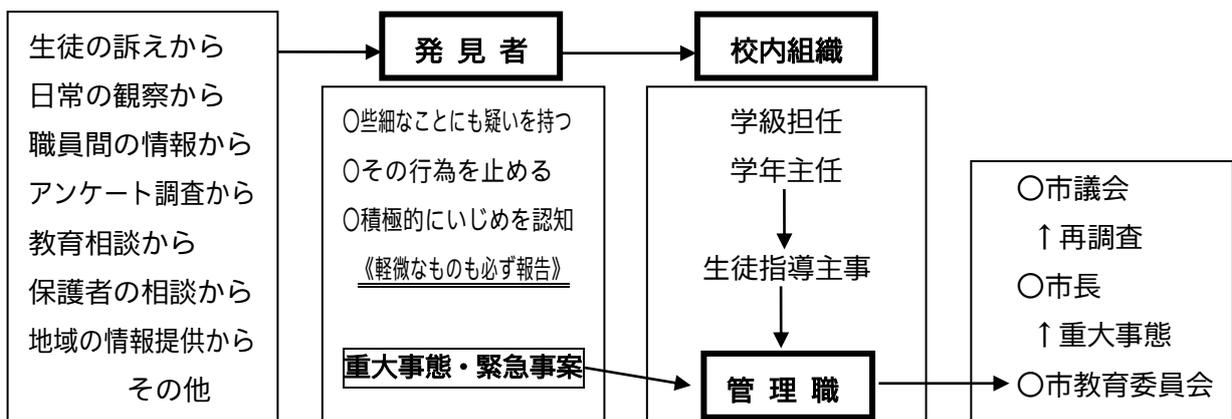
⑤ その他

- ア 「SOSの出し方に関する教育」を全学年で年1回は実施する。
- イ いじめの早期発見に向けた実効的な取組を実施する。

(3) いじめへの対処について

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切に対応することが大切である。いじめ問題が生じたときには、正確な事実確認に基づき、いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速で適切な対応を行うとともに、解決に向けて担任等が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応することが重要である。さらに、学校だけでは解決できない問題も増加しており、早い段階からの関係機関との連携も必要である。

① 報告の基本的な流れ（状況に応じて臨機応変に対応する。）



② 初期対応

- ア いじめやいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- イ 些細な兆候であっても、見逃すことなく早い段階からの的確に関わりを持つ。
- ウ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、管理職等への報告・連絡・相談を確実にし、情報を共有する。重大事態、緊急事案の疑いの場合には即時、管理職に報告する。
- エ 関係した生徒双方からの事実確認を行い、正確な事実把握に努める。

(生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーの保護には十分に留意する。)

- ③ 早期解決に向けた主な対応 (いじめ根絶チームでの対応)
 - ア 校長のリーダーシップのもと、情報を共有し、役割を分担して取り組む。
 - イ いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒に対する指導、支援を状況に応じて的確に行う。(④、⑤、⑥を参考にする。)
 - ウ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、関係機関等との連携を図る。
 - エ 法を犯す行為がともなう場合は、早期に警察等に相談し協力を求める。
- ④ いじめを受けた生徒への主な対応
 - ア 事実確認とともに、当該生徒の気持ちを受け止め、共感することで心の安定を図る。また、「最後まで守り通すこと」「秘密を守ること」を伝えるとともに、自信を持たせる言葉かけなどにより、自尊感情を高めるよう配慮する。
 - イ 保護者に対しては、いじめを発見したその日のうちに家庭訪問等を行い、事実関係を直接伝えるとともに、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ⑤ いじめを行った生徒への主な対応
 - ア いじめた気持ちや状況等について十分に聴取するとともに、生徒の背景にも目を向ける。また、心理的な疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは人間として決して許されない行為であることを認識させる。
 - イ 保護者に対しては、正確な事実関係を説明し、いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。また、生徒の変容を図るために、今後のかかわり方等を一緒に考え、具体的な助言をする。
- ⑥ いじめが起きた集団への主な対応
 - ア 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
 - イ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることも理解させる。
- ⑦ 再発防止に向けた主な対応
 - ア いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、基本方針(行動計画)を見直し、いじめのない学校づくりに努める。
- ⑧ その他、いじめへの対処について実効的な取組を実施する。

(4) SNS上などインターネットを介したいじめに対する対策について

- ① 情報教育年間指導計画や学級活動年間指導計画に情報モラル教育を位置づけ、授業における指導の充実を図る。
- ② 生徒や保護者を対象とした講習会、教員を対象とした研修会を開催する。
- ③ 早期発見に向け、PTA総会や保護者会等の機会をとらえて保護者へ協力を依頼する。
- ④ アンケート調査、生徒との会話などからの情報収集に努める。

- ⑤ 教職員は、研修等によりインターネットの特殊性による危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。
- ⑥ ネット上のいじめ防止には、保護者の協力が不可欠であることから、保護者会や研修会等の機会をとらえ、フィルタリングの設定等の予防策や家庭におけるルールづくり等、啓発活動を強化する。
- ⑦ その他
 - ア SNS教室を年1回開催し、SNSを使う上でのマナーやルール、危険性について学ぶ。
 - イ ネット上のいじめへの対処について実効的な取組を実施する。

(5) いじめの防止等に係る年間計画 ※別表参照。

8 重大事態への対応（いじめ防止対策推進法第28条）

「重大事態」とは、

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ※ 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」の捉え方
 - ・生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を受けた場合、金品等に重大な被害を受けた場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ※ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の捉え方
 - ・年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

《 対応の流れ 》（教育委員会の指導・助言のもとに実施）

- ① 学校内に、重大事態の調査組織を設置
- ② 教育委員会が事実関係を明確にするための調査を実施
- ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ④ 調査結果を市教育委員会に報告（市教育委員会は市長に報告）
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

9 学校評価・教員評価

- (1) 自校のいじめの防止等に関する取組や組織が有効に機能しているか等について、定期的に行う学校評価や目標管理制度を活用した教員評価等において、定期的に点検・評価を実施し、取組等の見直しや改善を図る。
- (2) 評価の際には、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

別表（いじめの防止等に係る年間計画）

| 月 | いじめ対策委員会 校内研修会 等 | アンケート調査 教育相談 家庭訪問等 | 啓発活動 集会、懇談会 便り、Web 等 | 道徳教育 人権教情 情報モラル教育 | 体験的活動 |
|----|---|--|--|-------------------------------|------------------------------|
| 4 | ○いじめ対策委員会定例 (毎週生徒指導委員会時) ○校内研修会① (基本方針の理解) | | ○学年・学級懇談① ○学校議会① ○全校集会① ○便り、Web | ○道徳の時間 ○学級活動 | ○新入生歓迎会 ○修学旅行(3年) |
| 5 | | ○困りごと調査① | ○生徒会総会① ○学校議会② ○全校集会②③ | ○SNS教室 (ネット被害と対応 等) | |
| 6 | | | ○全校集会④ | | ○ボランティア活 動(全校) |
| 7 | | ○困りごと調査② ○教育相談① (1・2年は二者面談) (3年は三者面談) | ○学年・学級懇談② ○全校集会⑤⑥ | | |
| 8 | | | ○全校集会⑦ | ○人権作文(3 年国語) | |
| 9 | | | ○全校集会⑧ | ○著作権(2年音楽) ○統計データの信頼(1年社会) | ○学習旅行 (1・2年) |
| 10 | | ○困りごと調査③ ○教育相談② (全学年全生徒対象、三者面談) | ○全校集会⑨ | ○著作権(2年技術) | ○文化祭(全校) |
| 11 | | | | ○写真等公開の留 意点(2年技術) | ○育児体験学習 (2年) ○体育祭(各学年) |
| 12 | ○校内研修会① (基本方針の評価) | | ○学年・学級懇談③ | ○情報発信(2 年技術) | |
| 1 | | | ○学校議会③ | ○ネットと流通(2年社会) | |
| 2 | ○校内研修会① (基本方針の改善) | ○困りごと調査④ | ○学年・学級懇談④ ○学校議会④ ○生徒会総会② | ○ネットトラブル (1年技術) | |
| 3 | | | | ○ネット上の危険 (1年技術) | ○愛校作業(3年) ○愛校作業(1・ 2年) |

※ 「郡山市いじめ防止基本方針」が改定されたら、直近の職員会議で共通理解を図る。

※ 「いじめ・人間関係トラブルの実態調査」を、市教委の指示により実施する。